

平成20年5月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤 祥人

「社会医療法人の認定について」及び「特定医療法人制度の改正について」の一部改正について

この度、厚生労働省医政局長が各都道府県知事宛に通知した「社会医療法人の認定の改定」及び「特定医療法人制度の改定」に関する通知文書並びに資料を送付いたします。

今回の都道府県知事宛文書は、平成20年4月30日付で公布された所得税法等の一部を改正する法律及び法人税法施行令の一部を改正する政令において、社会医療法人について税制上の措置が講じられたことを受け、社会医療法人の認定及び特定医療法人制度における、税務上の取扱いを含めた手続き等について、その改正内容を通知するものです。

なお、社会医療法人の認定取消時には、課税問題が発生する可能性がありますので、ご留意ください。都道府県知事が社会医療法人の認定や認定取消を行うには、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこととされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への本件の周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

(別添文書)

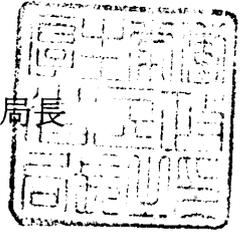
○「社会医療法人の認定について」及び「特定医療法人制度の改正について」の一部改正について(日本医師会長宛添書)

○「社会医療法人の認定について」及び「特定医療法人制度の改正について」の一部改正について(各都道府県知事宛文書)

医政発第0513018号
平成20年5月13日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「社会医療法人の認定について」及び「特定医療法人制度の改正について」
の一部改正について

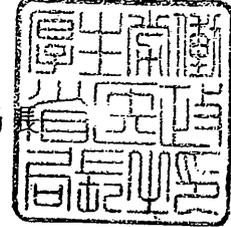
標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知
願います。



医政発第0513016号
平成20年5月13日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局



「社会医療法人の認定について」及び「特定医療法人制度の改正について」
の一部改正について

本年4月30日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第156号）において、社会医療法人について税制上の措置が講じられ、それぞれ同日から施行されたところである。

については、「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知）及び「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知）の一部を改正することとしたので、留意の上その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

○ 社会医療法人の認定について（平成20年医政発第0331008号）

新	旧
<p style="text-align: center;">社会医療法人の認定について</p> <p>本文（略）</p> <p>第1～2 （略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 その他</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) <u>社会医療法人の税制上の取扱い</u></p> <p>① <u>社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。</u></p> <p>イ <u>社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定により22%の税率が適用されること。</u></p> <p>ロ <u>社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。</u></p>	<p style="text-align: center;">社会医療法人の認定について</p> <p>本文（略）</p> <p>第1～2 （略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 その他</p> <p>(1)～(5) （略）</p>

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第22号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

ヘ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の

金額の累積額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定
が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の
金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト 社会医療法人は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第
一（公共法人等の表）及び消費税法（昭和63年法律第108号）
別表第三に掲げる法人となること。

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速や
かに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事（厚生労働大臣）
の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納
税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法
人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合にお
いては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するもの
とする。

③ 都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、
その旨を速やかに厚生労働省医政局に報告すること。厚生労働省医
政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以
下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会
医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日か
ら当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施
行令（昭和32年政令第43号）第39条の2第5項及び租税特

別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の2第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

別添2-2（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届ける場合）

決 算 届

本文（略）

1～2 （略）

3. 決算届出関係書類一覧

（略）

注）(1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

(2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。

(3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合

別添2-2（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届ける場合）

決 算 届

本文（略）

1～2 （略）

3. 決算届出関係書類一覧

（略）

注）(1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

にあつては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。

(4) 該当する書類にチェックをすること。

別添 5

社会医療法人の認定について

本文（略）

注 1. 認定後 2 週間以内に主たる事務所の所在地において、3 週間以内に従たる事務所の所在地において、名称変更の登記をすること。

注 2. 認定を受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

別添 6

社会医療法人の認定の取消について

本文（略）

注 1. 定款又は寄附行為に規定された名称の変更及び収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。

注 2. 認定の取消しを受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定取消書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

別添 5

社会医療法人の認定について

本文（略）

注. 認定後 2 週間以内に主たる事務所の所在地において、3 週間以内に従たる事務所の所在地において、名称変更の登記をすること。

別添 6

社会医療法人の認定の取消について

本文（略）

注. 定款又は寄附行為に規定された名称の変更及び収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。

○ 特定医療法人制度の改正について（平成15年医政発第1009008号）

新	旧
<p style="text-align: center;">特定医療法人制度の改正について</p> <p>本文（略）</p> <p>第1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役員等の構成</p> <p>その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第2号イからハまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。</p> <p>なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 手続等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 各事業年度ごとの証明書の提出</p> <p>各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度におい</p>	<p style="text-align: center;">特定医療法人制度の改正について</p> <p>本文（略）</p> <p>第1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役員等の構成</p> <p>その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号イからハまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。</p> <p>なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 手続等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 各事業年度ごとの証明書の提出</p> <p>各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度におい</p>

て前記1(1)の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと(当該事業年度終了の日において社会医療法人に該当する場合を除く。)。なお、当該証明書の交付手続については、前記(2)の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記1(2)(3)の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

(4)～(7) (略)

(8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

て前記1(1)の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと。なお、当該証明書の交付手続については、前記(2)の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記1(2)(3)の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

(4)～(7) (略)



【改正後全文】

医政発第0331008号

平成20年3月31日

最終改正 医政発第0513016号

平成20年5月13日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

社会医療法人の認定について

本年3月26日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第50号）により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第6号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年4月1日から施行することとしたところである。

また、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号。以下「告示」という。）を、本年3月26日に告示し、本年4月1日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第1 社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会

医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものである。

第2 社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第42条の2第1項第1号から第7号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとする。

1 役員親族等について（法第42条の2第1項第1号関係）

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各役員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 社団たる医療法人の社員親族等について（法第42条の2第1項第2号関係）

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各社員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 財団たる医療法人の評議員親族等について（法第42条の2第1項第3号関係）

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各評議員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係）

- (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理す

る公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。)のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げるいずれかの事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

(2) 当該医療法人が1の都道府県の区域において2以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図り、地域医療において社会医療法人に求められる役割を積極的に果たすことが見込まれること。

5 救急医療等確保事業に係る業務の基準について(法第42条の2第1項第5号関係)

(1) 当該医療法人が実施する4の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添1を参照されたいこと。

- ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ② 当該業務を行うための体制
- ③ 当該業務の実績

(2) 医療計画に救急医療等の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして社会医療法人が開設する病院又は診療所を記載するに当たっては、都道府県医療審議会等において、当該病院又は診療所が所在する地域における当該事業に係る医療連携体制の確立を図る観点から、十分な審議を行うこと。また、当該病院又は診療所が当該事業に係る医療連携体制を構成するものでなくなると認めるときは、速やかに、医療計画における記載の削除、社会医療法人の認定の取消し等を含め、所要の手続を行うこと。

(3) 災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)

(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の2第1項第1号関係)

- ① 理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。

② 社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されること。

③ 財団である医療法人の評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

④ 他の同一の団体（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。

イ 当該他の同一の団体の理事又は使用人である者

ロ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

⑤ その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑥ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団である場合にあつては、その社員

ハ 当該医療法人が財団である場合にあつては、その設立者又は評議員

ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

へ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- ⑦ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

- ⑧ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①及び③において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからハまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産

の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。) を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

ロ 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産

ハ 法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務(以下「収益業務」という。)の用に供する財産

ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産(現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。)

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金(減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。)

ヘ 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出(引当金に係る支出及びホの資金を除く。)する費用に係る支出に充てるために保有する資金(以下「特定事業準備資金」という。)

⑨ 他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合は、この限りでない。

イ 株式

ロ 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利

ハ 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権

ニ 民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ホ 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

ヘ 外国の法令に基づく財産であって、イからホまでに掲げる財産に類するもの

⑩ 直近の3会計年度(但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合

にあつては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。)において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であつて、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があつた場合

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の2第1項第2号関係）

- ① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本業業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

- ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査
 - ハ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
 - ニ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
 - ホ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
 - ヘ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
 - ト 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
 - チ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
 - リ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - ヌ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。
- イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額
 - ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額
- ③ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に

係る診療をいう。)により収入する金額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。)が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7 解散時の残余財産の帰属先について(法第42条の2第1項第7号関係)

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

- ① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- ② 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- ④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - イ 定款又は寄附行為の変更
 - ロ 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
 - ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
 - ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
 - ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し
 - へ 収支予算及び決算の決定
 - ト 剰余金又は損失金の処理
 - チ 借入金額の最高限度額の決定
- ⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- ⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

(1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人の認定申請等関係書類 別添 2
- ② 社会医療法人の定款例 別添 3
- ③ 社会医療法人の寄附行為例 別添 4

(2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人認定書 別添 5
- ② 社会医療法人認定取消書 別添 6

(3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2 都道府県医療審議会に関する事項

都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第42条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については社会保障審議会。以下同じ。）の意見を聴かななければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年健政発第410号）の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。

3 社会医療法人の名称の登記

(1) 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）が必要であり、社会医療法人の認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を用いてはならないこと。

なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」という文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第64条第1項の規定に基づく改善命令を行うこと。

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- ⑥ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
 - イ 純資産変動計算書
 - ロ キャッシュ・フロー計算書
 - ハ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書
- ③ 定款又は寄附行為
- ④ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局長）に届け出なければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書
- ③ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）

② 定款又は寄附行為

- (5) 都道府県は、毎年、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査すること。この場合、実地検査等を行うことにより要件の適合を確認すること。

5 社会医療法人の認定の取消し

- (1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。
- (2) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第64条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。
- (3) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、当該医療法人は名称の変更等について法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
- (4) 社会医療法人〇〇会から医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。
- (5) (4)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする。

6 その他

(1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第30条の39第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

- (2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第2の6(1)⑧のホ）について
- ① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。
 - ② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。
資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）
 - ③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。
- (3) 特定事業準備資金（第2の6(1)⑧のヘ）について
- ① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。
 - ② 当該資金の額が合理的に算定されていること。
 - ③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。
ア 資産の部 ○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）
イ 純資産の部 ○○事業積立金（利益剰余金のその他利益剰余金に掲記）
 - ④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。
- (4) 附帯業務及び収益業務の実施について
- 定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。
- (5) 収益業務の区分経理について
- 社会医療法人が収益業務を行う場合にあつては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。
- この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ 社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定により22%の税率が適用されること。

ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第22号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

ヘ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト 社会医療法人は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第一（公共法人等の表）及び消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人となること。

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事（厚生労働大臣）の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとする。

③ 都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、その旨を速やかに厚生労働省医政局に報告すること。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

別添 1

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 	<p>1又は2の基準に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時まで

			<p>をいうものとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)における救急自動車等による搬送を受け入れた件数を3で除した件数(災害医療においても同じ。)をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第2条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という。)及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>
<p>精神科救急医療の場合</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門(診察室、処置室、保護室、面会室等)を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。 	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。</p> <p>※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。)において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数(患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除</p>

			<p>く。②から④までにおいても同じ。)</p> <p>②休日(深夜を除く。)において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</p>
災害医療	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設(診療に必要な施設は耐震構造を有すること。)をすべて有していること。</p> <p>(1) 集中治療室</p> <p>(2) 診療部門(診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等)及び病室</p> <p>(3) 備蓄倉庫</p> <p>2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 簡易ベッド</p> <p>(2) 携帯用医療機器</p> <p>(3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資</p> <p>(4) 自家発電装置</p> <p>(5) トリアージタグ</p> <p>(6) 救急用自動車</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保していること。</p> <p>3. 厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム(DMAT)を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。</p> <p>2. 当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</p> <p>(1) 都道府県又は国が実施する防災訓練</p> <p>(2) 国が実施する災害派遣医療チーム(DMAT)研修</p> <p>3. 過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>

	<p>(7) 広域災害・救急医療情報システムの端末</p> <p>3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。</p>		
<p>へき地医療</p> <p>※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第529号）に基づくへき地をいう。</p>	<p>1 又は 2 の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。</p> <p>2. 当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該すべての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1 又は 2 の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人日以上であること。</p> <p>2. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人日以上であること。</p> <p>へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。</p> <p>当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が209日以上であること。</p>
<p>周産期医療</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設をすべて有していること。</p> <p>(1) 母体胎児集中治療管理室</p> <p>(2) 新生児集中治療管理室</p> <p>(3) 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のため</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオン</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において直近に終了した3会計年度における分娩実施件数を3で除した件数が500件以上であること。</p> <p>2. 当該病院において直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を3で除した件数が10件以上であること。</p> <p>なお、「母体搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用へ</p>

	<p>に使用される病床をいう。)</p> <p>2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 分娩監視装置</p> <p>(2) 新生児用呼吸循環監視装置</p> <p>(3) 超音波診断装置</p> <p>(4) 新生児用人工換気装置</p> <p>(5) 微量輸液装置</p> <p>(6) 保育器</p>	<p>コール体制も含む。)を常に確保していること。</p>	<p>リコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送をいう。</p> <p>3. 当該病院において直近に終了した3会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が3件以上であること。</p>
<p>小児救急医療</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門(診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等)及び専用病床(専ら小児救急患者のために使用される病床をいう。)又は優先的に使用される病床(専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。)を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において小児救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において小児救急患者に対し医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日(深夜を除く。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p>

(備考)

- 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合
 次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	件数を3で除した件数	件数
精神科救急医療 の場合	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対2.5件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	件数を3で除した件数	件数
	3件以上	1件以上
小児救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度

- 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間に医療法第52条第1項の規定により社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類を届け出る場合又は医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合
 次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	件数を3で除した件数	件数を2で除した件数
精神科救急医療 の場合	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対5.0件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	件数を3で除した件数	件数を2で除した件数
	3件以上	2件以上
小児救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度

別添 2-1 (新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合)

平成 年 月 日

厚生労働大臣

又は 殿

都道府県知事

主たる事務所の所在地

医療法人 会

理事長

印

社会医療法人認定申請書

標記について、医療法施行令第5条の5及び同法施行規則第30条の36の規定に基づき申請します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名称	所在地	

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療(以下参照)のいずれに係るものであるかの別(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て)を記載すること。

○救急医療(精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。)

○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

別添 2-2

(社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)

平成 年 月 日

〇〇地方厚生局長

又は

殿

都道府県知事

主たる事務所の所在地

社会医療法人

会

理事長

印

決 算 届

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	

注1)「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。

注2)「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療(以下参照)のいずれに係るものであるかの別(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て)を記載すること。

○救急医療(精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。)

○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧	申請時	毎決算後	備考
<input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書	○	—	
<input type="checkbox"/> 決算届	—	○	
<input type="checkbox"/> 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）			
<input type="checkbox"/> 添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
<input type="checkbox"/> 添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
<input type="checkbox"/> 添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
<input type="checkbox"/> 添付書類4（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類5（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）			
<input type="checkbox"/> 添付書類6（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
<input type="checkbox"/> 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	○	※
<input type="checkbox"/> 書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
<input type="checkbox"/> 書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
<input type="checkbox"/> 書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	※
<input type="checkbox"/> 添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後3月以内の届出に係る書類のうち都道府県又は地方厚生局において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載((3)を除く。)がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
<input type="checkbox"/> 定款（寄附行為）変更認可申請書
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会（評議員会）の議事録
（医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合）
<input type="checkbox"/> 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
<input type="checkbox"/> 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
<input type="checkbox"/> 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

- 注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
- (2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
<input type="checkbox"/> 事業報告書
<input type="checkbox"/> 財産目録
<input type="checkbox"/> 貸借対照表
<input type="checkbox"/> 損益計算書
<input type="checkbox"/> 監事の監査報告書 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合）
上記に掲げる書類
<input type="checkbox"/> 純資産変動計算書
<input type="checkbox"/> キャッシュ・フロー計算書
<input type="checkbox"/> 附属明細表
<input type="checkbox"/> 公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

施設名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
<input type="checkbox"/> 救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置
<input type="checkbox"/> 精神科救急医療	<input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置
<input type="checkbox"/> 災害医療	<input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 超音波診断装置
<input type="checkbox"/> へき地医療	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室	<input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置
<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室	<input type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器
<input type="checkbox"/> へき地診療所	<input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input type="checkbox"/> 面会室	<input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> 携帯用医療機器
<input type="checkbox"/> 周産期医療	<input type="checkbox"/> 専用病床（ 床）	<input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 医薬品
<input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 優先的に使用される病床	<input type="checkbox"/> 自家発電装置
	<input type="checkbox"/> 備蓄倉庫	<input type="checkbox"/> トリアージタグ
	<input type="checkbox"/> ヘリポート（ <input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地）	<input type="checkbox"/> 救急用自動車
	<input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	<input type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
	定員																
実人員																	
内特殊関係者																	

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合計	病院内						
	オンコール						
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（ 人）

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の有無（有・無）

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

- ① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。
- ③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。
※ 耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。
- ④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

- ① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること。
- ② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

- ① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

(2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

(3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1 - 1 (救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 : _____ 印

住 所 : _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等加算割合]

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	A 件
内 時間外加算の算定件数	件	件	① 件
内 休日加算の算定件数	件	件	② 件
内 深夜加算の算定件数	件	件	③ 件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	④ 件
時間外等加算割合 $\{(①+②+③+④) / A\}$			%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料 (診療報酬の算定方法 (平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号) 別表 第一区分番号 A.000 に掲げるものをいう。) の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1-2 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	件
ヘリコプターによる搬送件数	④	件
合 計		件
3会計年度平均		件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1 - 3 (精神科救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____ 印

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等診療件数]

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	① 件
休日加算の算定件数	件	件	件	② 件
深夜加算の算定件数	件	件	件	③ 件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④ 件
時間外等診療件数 (①+②+③+④)				⑤ 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号) 第 3 3 条の 4 の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等の写し) を添付すること。

[精神科救急医療圏]

精神科救急医療圏名	人 口
	⑥ 人 (統計表名)
人口 1 万人対時間外等診療件数 (⑤/⑥×10,000)	
	人

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報 (総務省統計局) による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類2 (災害医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数]

○ 添付書類1-1 (救急医療) 又は 添付書類1-2 (救急医療) に記載し、提出 (添付資料を含む。) すること。

[DMAT研修等の実績]

参加者の役職名	訓 練 又 は 研 修		
	実 施 者 名	訓練又は研修名	実施日又は実施期間

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した会計年度における防災訓練 (都道府県又は国) 又は研修 (DMAT研修) の参加状況を記載すること。

添付資料

○ 訓練又は研修に参加したことを証明する書類 (修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し (個人名欄は消去すること。))

[都道府県又は国からの災害派遣チーム (DMAT) の派遣要請への対応]

派遣要請日時	派遣先 (被災地)	派遣者数	派遣要請拒否の理由

(記載上の注意事項)

○ 過去の派遣要請への対応について記載すること。(過去において派遣要請がない場合は記載する必要はない。)

○ 派遣者数は、医師〇名、看護師〇名のように記載すること。

添付書類3-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____ 印

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
合 計			人日

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、派遣期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類3-2 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____ 印

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名 (診療場所)	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
	日間	人	人日
合 計			人日

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所 (〇〇公民館等) を () 書で記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類 (事業計画書等)

巡回診療明細表

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先（診療場所）	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
合 計	—	—	—	人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「平成〇年〇月〇日」、診療期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類3-3 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

診療所名	
診療所の所在地	
管轄保健所名	

[へき地診療所診療日数]

診療日数 (年間)	病院等への救急搬送対応状況		
	搬送件数	搬送手段	搬送先
日間	件		

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。

添付資料

- へき地診療所診療日明細表

へき地診療所診療日明細表

診療日又は診療期間	診療時間	診療日数	診療医師数	受診可能診療科目	受診延べ患者数
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
合 計	—	日間	—	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「平成〇年〇月〇日」、診療期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 診療時間は「午前〇〇時から午後〇〇時まで」のように記載すること。
- 診療日数は診療時間の長短にかかわらず、診療を行った日数を記載すること。
- 受診可能診療科目は当該へき地診療所において実際に受診できる診療科目を全て記載すること。

添付書類4 (周産期医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[分娩実施件数]

会 計 年 度	件 数	内 ハイリスク分娩管理 加算の算定件数
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件	件
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件	件
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件	件
合 計	件	件
3会計年度平均	件	—

(記載上の注意事項)

- 終了した3会計年度における分娩実施件数を記載すること。

[母体搬送件数]

会 計 年 度	件 数
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	件
合 計	件
3会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

- 母体搬送件数明細表
- 母胎搬送件数を証明する書類 (救急搬送証明書等の写し (患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

母体搬送件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類5 (小児救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[6歳未満の時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	A 件	件
内 時間外加算の算定件数	件	① 件	件
内 休日加算の算定件数	件	② 件	件
内 深夜加算の算定件数	件	③ 件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	④ 件	件
時間外等加算割合 $\{(①+②+③+④) / A\}$		%	—

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料 (診療報酬の算定方法 (平成18年厚生労働省告示第92号) 別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。) の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の2第1項第1号イ及びニ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	人	人	%	人	%
監 事	人			人	%
社 員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の2第1項第1号ロ及びハ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

(1) 共通事項

理事、監事及び評議員の選任方法について、定款又は寄附行為に定めがある

(2) 社団医療法人

すべての理事及び監事を社員総会で選任

(3) 財団医療法人

すべての理事及び監事を評議員会で選任

すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の2第1項第1号ホ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	
監 事	
評議員	

添付資料

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の2第1項第1号へ及びト）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営		有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の2第1項第1号子及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
ヘ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	円
F 事業費用の額	円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の2第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式		有 ・ 無
出 資		有 ・ 無
社団法人の社員権		有 ・ 無
組合契約		有 ・ 無
信 託		有 ・ 無
外国の法令に基づく 財産		有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の2第1項第1号ヌ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
勧告に反する開設、 増床、種別変更		有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、 仮装		有 ・ 無
その他公益に反する 事実		有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「へ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員了解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

- (1) 理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- (2) 「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

 - イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族
 - ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	社員等との関係	給与の支給の有無
					有・無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具体的な内容

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは芸術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等(従業員を含む。)となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況(例えば、病院の清掃を請け負う等)を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等(例えば、役員、従業員等)を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。

- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあつては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的(例えば、土地(病院)、建物(診療所)等)を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額(業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。)

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出(引当金にかかる支出及びホの資金を除く。)する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地(借地を含む。)を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、医師住宅等)を記載すること。

3 「7 建物の明細」

① 「区分」欄には、建物(借家を含む。)の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造

2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

1 収入金額（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療			①	⑥
	労災保険診療			②	⑦
	健康診査			③	⑧
	助産			④	⑨
	その他			⑤	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計①、②、③、④、⑤の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

- 2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の2第1項第2号イ）
 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。
- 同一の基準による
 同一の基準によらない

3 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

健康保険法	円	学校保健法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)

- ③が⑩と一致すること。

4 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑪ 件	⑫ 円
分娩件数 (⑪) × 50万円		⑬ 円

(記載上の注意事項)

- ④が⑫又は⑬の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

5 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

6 経費の額等の明細（規則第30条の35の2第1項第2号ハ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	医療診療により 収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用（投薬 費を含む）	合計 (B)	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	⑭			⑮	%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計⑭が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計⑮が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

社会医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。 ・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）が必要であること。 ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第16条第4項において同じ。） ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理す

- (1) ○○病院 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)

3 本団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。

- (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院）
- (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院）
- (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所）
- (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院）
- (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）

第5条 本団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

る病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。）

- ・本項には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。
- ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
- ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
- ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが

<p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本団体の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</p> <p>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</p> <p>第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第11条 本団体の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第12条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第13条 本団体の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・ 特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。 ・ 任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照） ・ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類
---	---

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員

第15条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名

(2) 監事 2名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

(以下「事業報告書等」という。)とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社の定款」とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

・役員親族等とは、次に掲げる者とする。

① 役員のうちいずれか1人

② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑤ ③又は④に掲げる者の親

- 3 理事長は、理事の互選によって定める。
- 4 本団体が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- 第17条 理事長のみが本団体を代表する。
- 2 理事長は本団体の業務を総理する。

族でこれらの者と生計を一にしているもの

・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

① 他の同一の団体（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者

② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第33条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。（法第47条参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

3 理事は、本社の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本社の業務を監査すること。

(2) 本社の財産の状況を監査すること。

(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第19条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

第5章 社員

第20条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。

① 社員のいずれか1人

② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持し

ているもの

- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第21条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

- 2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第22条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
(2) 死亡
(3) 退社

- 2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第23条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

- ・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

第6章 会議

第24条 会議は、理事会及び社員総会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 4 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

- 6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第26条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。

第27条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、そ

- ・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。
(法第54条の3第2項)

- ・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を

の請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本社の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結
- (13) その他重要な事項

第29条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第31条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第32条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 定款の変更

第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができな

定めることができる。

い。

第8章 解散及び合併

第34条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第35条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第36条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第37条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第9章 雑則

第38条 本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第39条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）</p>	<p>・ 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 6 条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 12 参照）が必要であること。</p> <p>・ 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 16 条第 4 項において同じ。）</p> <p>・ 本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 16 条第 4 項及び第 17 条第 5 項において同じ。）</p> <p>・ 本項には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」と</p>

の名称は、次のとおりとする。

- (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院）
- (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院）
- (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所）
- (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院）
- (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）

第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

いう。) 第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。

- ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
- ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
- ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) ○○病院の病床の増床（平成○○年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成○○年実施予定）
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成○○年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及

・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。

・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。

・社会医療法人債発行法人につ

び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員及び評議員

第15条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 2名以上〇名以内
- (3) 評議員 〇名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数全体の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれない。なお、監事については、他の役員の子族等が含まれてはならない。

いては、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・理事は6名以上、監事は2名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。

・役員の子族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の子族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

- ① 他の同一の団体（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法

- 3 理事長は、理事の互選によって定める。
- 4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- 第17条 理事長のみが本財団を代表する。
- 2 理事長は本財団の業務を総理する。
- 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本財団の業務を監査すること。
 - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監

人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者

- ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

- ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第28条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）
- ・ 理事の職への再任を妨げるものではない。

査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。

- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は評議員会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第18条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

3 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第19条 役員任期は2年とし、評議員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員又は評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員又は評議員は、任期満了後といえども、後任者が就任

・評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 評議員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

するまでは、その職務を行うものとする。

第20条 役員又は評議員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによつては支給しない。

第5章 会議

第21条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第22条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第23条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第24条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 本財団の解散

・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。
(法第54条の3第2項)

・総評議員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

(11) 他の医療法人との合併契約の締結

(12) その他重要な事項

第25条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第26条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 評議員会に出席することのできない評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

第29条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共

団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第8章 雑則

第33条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇 県 知 事

社会医療法人の認定について

貴法人から平成〇〇年〇〇月〇〇日付けでされた医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項の規定に係る認定申請については、同条同項の要件を満たすものとして認定したので通知します。

なお、認定後においても、当該要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この認定を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

注1. 認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、名称変更の登記をすること。

注2. 認定を受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会医療法人〇〇会
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 県 知 事

社会医療法人の認定の取消について

貴法人については、下記のとおり医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項第〇号の要件を満たさないことが認められたため、同法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消します。

記

（取り消した理由）

注1．定款又は寄附行為に規定された名称の変更及び収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。

注2．認定の取消しを受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定取消書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。



【改正後全文】

医政発第1009008号

平成15年10月9日

最終改正 医政発第0513016号

平成20年5月13日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

特定医療法人制度の改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）及び租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成15年4月1日から施行されている。

今般の制度改正に伴う特定医療法人制度の新たな取扱いについては下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしくお願ひする。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第1 改正の要点等

今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。

1 改正後の要件

改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添1を参照されたいこと。

(1) 厚生労働大臣の証明書の交付を受けること

その法人の事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。

(2) 役員等の構成

その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第2号イからハまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。

(3) 役員等に対する特別の利益の供与

その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(4) 残余財産の帰属

その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

(5) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

- b 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査
 - c 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
 - d 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
 - e 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
 - f 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
 - g 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
 - h 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
 - i 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - j 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内であること。
- ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- なお、役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算については撤廃された。
- (ii) その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。
- イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう）を開設する医療法人にあっては、a又はbに、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう）のみを開設する医療法人にあってはcに該当すること。
- a 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

- b 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
- c 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ロ 各医療施設（病院、診療所及び介護老人保健施設のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設にあつては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設にあつては、定員数）の30%以下（改正前：20%以下）であること。
なお、平均料金の上限（5,000円）は廃止された。

2 手続等

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。（別添2参照）

- ① 申請者の名称及び納税地
- ② 代表者の氏名
- ③ その設立の年月日
- ④ 申請者が現に行っている事業の概要
- ⑤ その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ その寄附行為又は定款の写し

ロ その申請時の直前に終了した事業年度に係る前記1（1）の厚生労働大臣の証明書

ハ 前記1（2）（3）（5）の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

(2) 承認申請時の証明書の添付

従前より、医療施設に関する基準に該当している旨等について都道府県において証明書の発行がなされていたところであるが、今般、承認の申請を行うに際して、前記1（1）の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受ける手続が必要とされたことに伴い、当該証明書については、地方厚生局において交付することとしているが、都道府県衛生主管部局におかれては、前記1（ii）イに該当している旨の証明等について、引き続き、御協力願いたいこと。また、承認手続の流れについては、別添2を参照されたいこと。

(3) 各事業年度ごとの証明書の提出

各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度において前記1(1)の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと(当該事業年度終了の日において社会医療法人に該当する場合を除く。)。なお、当該証明書の交付手続については、前記(2)の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記1(2)(3)の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

(4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

- ① 届出をする医療法人の名称及び納税地
- ② 代表者の氏名
- ③ 特定医療法人の承認を受けた日
- ④ 特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめようとする理由
- ⑤ その他参考となるべき事項

(5) 定款又は寄附行為の事前審査

特定医療法人の承認に際して、各国税局における事前審査が終了次第、速やかに所要の定款又は寄附行為の変更認可を与える必要があることから、都道府県医療法人担当部局におかれては、各国税局における事前審査と並行して、特定医療法人の承認が得られた場合に必要となる定款又は寄附行為の変更について事前審査を行われるよう御協力願いたいこと(別添2参照)。

(6) 各地方厚生局・国税局からの照会への対応

各地方厚生局又は各国税局から都道府県衛生主管部局宛に、医療関係法令の遵守状況その他承認手続等に必要な事項について照会があった場合の適切な対応及び御協力方お願いしたいこと。

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

- ① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以

上の刑事処分を受けた場合

- ② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
 - ③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合。
 - ④ その他①、②及び③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合
 - ⑤ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- (8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

第2 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正（医療法施行規則（平成19年厚生労働省令第39号）により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること）を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) 特定医療法人の承認の失効後の定款又は寄附行為変更の取扱い

特定医療法人であった医療法人から、特定医療法人ではなくなったことに関し、定款又は寄附行為の変更の認可の申請があつた場合の審査に当たっては、当該法人に係る制度の趣旨にかんがみ、解散した場合のその残余財産について、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに帰属する旨の定款又は寄附行為における定めについては変更することを認めないよう取り扱われたいこと。

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関

- する部分) 及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて (昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)
- ② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて (昭和55年4月23日直資2-181)
 - ③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について (平成15年4月4日課法10-15)
 - ④ 出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について (平成17年4月27日文書回答)

第3 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。